建設水道常任委員会

平成19年2月21日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

 ⑤飯髙 昭二
 ○浦野 圭司
 小野 隆雄

 吉川 勝義
 中川 靖広

2. 理事者出席者

町 芳村 是 長 小城 利重 助 役 収 入 役 中野 秀樹 総務部長 植村 哲男 都市建設部長 建設課長 加藤 保幸 藤本 宗司 同課長補佐 佃田 眞規 観光産業課長補佐 川端 伸和 同課長補佐 角井 敏文 都市整備課長 藤川 岳志 都市整備課参事 堤 和雄 同 主 事 仲村 佳真 上下水道部長 池田 善紀 上水道課長補佐 井上 究 下水道課長 谷口 裕司 同課長補佐 上田 俊雄

3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆 同 係 長 峯川 敏明

4. 審查事項

別紙の通り

委員長

開会(午前9時00分)

署名委員 浦野委員、小野委員

委員長

皆さんおはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまより建設水道常任委員会 を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

町長の挨拶をお受けいたします。 小城町長。

(町長挨拶)

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

署名委員に、浦野委員、小野委員のお二人を指名いたします。 両委員にはよろしくお願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとお りであります。

初めに、1.継続審査の(1)公共下水道事業に関することについてを議題といたします。理事者の報告を求めます。 谷口下水道課長。

下水道課 長

それでは、継続審査でございます公共下水道事業に関することについてご報告させていただきます。

まず、現在発注いたしております町公共下水道工事の状況でございます。お手元資料1-1をご覧いただけますでしょうか。

龍田北汚水幹線2工区工事、図中赤色路線でございます。現在、シールド工事及び管内部の仕上げも完了いたしまして、発進立坑部分のマンホールの仕上げに取りかかっており、進捗率90%で、平成19年3月28日の完了を目指し順調に作業が進められております。

次に、面整備でございますが、五百井1丁目地内、第14工区-1 工事、図中茶色路線でございます。進捗率90%、五百井1丁目から 法隆寺南1丁目地内までの第14工区-2工事、図中水色路線につき ましては、進捗率70%、五百井1丁目・興留4丁目地内、第14工区-3工事、図中柿色路線につきましては、進捗率70%、法隆寺南1丁目地内、第24工区-1工事、図中黄色路線につきましては、進捗率70%、興留9丁目地内、第19工区-1工事、図中紺色路線につきましては、進捗率95%、興留1丁目地内、第24工区-2工事、図中ピンク色路線につきましては、進捗率70%で、各工事すべて本管埋設工事が進められており、年度内に完了できるよう順調に作業が進められている状況でございます。なお、小吉田1丁目地内、第3工区-1工事、図中黒色路線でございますが、前回の報告以降で平成19年1月31日に完了いたしております。

次に、稲葉西1丁目地内から龍田西2丁目地内まで施工いたします 龍田西汚水幹線、図中黄緑色路線および稲葉西1丁目地内から神南3 丁目地内まで施工いたします神南汚水幹線、図中紫色路線につきましては、地下埋設物管理者等関係機関との協議を進めており、現在、進 捗率5%でございます。また、この2件の工事につきましては、12 月議会中の委員会でもご説明させていただきましたとおり、実際の施 工状況等現場の監視に務めてまいりたいと考えておりますのでよろし くお願いいたします。

次に、公共下水道の供用開始の状況でございます。お手元資料1-2をご覧いただけますでしょうか。

平成19年2月9日現在の状況といたしまして、申請受付総数が1, 220件、検査完了総数が1,184件、融資あっせん利用総数が2 1件、浄化槽雨水貯留施設転用総数が11件でございました。

次に、資料1-3をご覧いただけますでしょうか。平成19年度に整備を計画いたしております区域でございます。まず、図中青色路線が継続事業であります龍田西汚水幹線および神南汚水幹線でございます。

次に、面整備でございます。法隆寺南1丁目、興留1丁目、興留4 丁目、五百井1丁目、小吉田1丁目地内につきましては、平成18年 度に引き続き整備拡大を進める区域で、新たに龍田2丁目、龍田西6 丁目地内におきましても整備を進めてまいる予定でございます。また、 龍田西3丁目地内につきましては、3月末に工事の発注いたしまして、 繰越明許事業として整備を進めてまいる予定で、後ほど3月議会定例 会に提出を予定いたしております議案でございます平成18年度斑鳩 町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)で、繰越明許費の設定 をお願いするものでございます。

今後も、更に公共下水道の整備拡大及び利用促進に努めてまいりた いと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、継続審査でございます公共下水道に 関することについての報告とさせていただきます。

委員長

報告が終りましたので、質疑をお受けいたします。 小野委員。

小野委員

今の進捗状況についてじゃないんですが、担当課もご存知だと思い ますが、公共下水道事業に関する陳情書という事で何か住民の方が 色々署名を集めて3月議会にでも陳情してくるような動きがあるよう に聞いております。そのことは聞いておられるんだと思うんですが、 その中で当然議会としては陳情書が提出された時点で慎重に審議させ ていただくという事になるかなと思うんですが、まだ陳情書自体を見 ていない段階でこういう事を委員会で発言するのはどうかなと思うん ですが、陳情書の中で発起人とかたくさん居られてね、これで十分こ の方たちで陳情してこられたらいいんですが、何か署名運動されてる という事ですので、住民の中で色々混乱が来たしてないかな、そうい う事も考えられますし、その内容については、加入負担金10万円を 廃止し、公共下水道を利用し、汚水処理する代金として下水道料金を 充当すべきです、というちょっとわけの分からんって言ったら失礼か も分からんけどね、お金の計算の仕方が全然わかっておられないかな と思うんですが、こういう事で署名のお願いという事で回っておられ ます。これは事実だと思うんですが、この事によって住民から直接ね、 下水道課なり町へいろんな問合せとか、そういう事があるのかどうか、 またそれにどのように対処されておるのかという事をちょっとお聞きしたいと思うんですが。

下水道課 長

2月20日現在でございますが、たぶんチラシによると思われるよ うな問い合わせにつきましては匿名3件を含めまして4件ございまし た。その内容といたしましては、チラシを見ましたが、工事費以外の 10万円について、何に使われるのか、また支払いせなあかんのかと か、そういうお金なのかという問い合わせ。もしくは、加入負担金反 対の署名を知人に頼まれたため、内容の確認、そして料金の問い合わ せ等で水道料金の6割増の徴収になると聞いたが、等の問い合わせが ございました。そして、まず加入負担金につきましてご負担いただく 主旨や負担金についてどのようなものであるかというような事を説明 させていただきました。同時に供用開始から接続の手続きや融資あっ 旋、そして浄化槽雨水貯留施設転用補助金制度などにもついて、説明 をさせていただきました状態でございます。また下水道使用料金につ きましてもどのようなものであるか、また徴収の目的や方法について、 詳細に説明をさせていただき、その段階では理解いただけたと思いま す。そして相手さんの反応ですね、申しますと、我々感覚といたしま しては理解いただけたと考えております。

小野委員

まさしくこういう事を色々されて、住民の方がしっかりと考えていただければいいかなと。先程私が申し上げましたとおり、議会へ陳情された時点でまた色々相談させていただいてする事だと思うんですが、またそれに加えてね、配達証明付きで現職の議員に、全てだと思うんですが、元同僚議員ですね、その方から公開質問状という、またわけの分からんものが来まして各議員も色々四苦八苦されたんかなと。私はもうただ単に、陳情されるという事ですので、その時点で慎重に審議させていただきたいと。それから3つ質問されてるんですが、その事については町会議員であった貴殿の見解を文書でお示しいただければ、簡単に質問には答えてないというか、あまり答える必要もな

いなと思ったからそのように出したんですが、その公開質問状の中に、 18年2月5日に中央公民館和室にて、公共下水道事業に関する説明 会を開催し、その中で池田下水道部長、これは上下水道部長やね、元 議員としては、何か元職員であったらちゃんとした名前を載せてもら わなあかんのにね。下水道部長じゃなく、上下水道部長。それから谷 口下水道課長同席のもと、質疑応答をしたという事で。それでこの議 会が14年12月議会において満場一致で可決した斑鳩町公共下水道 に関する条例に反する問題点が明らかになりました、という事で、ど ういう事かなという事が全く私には分からないんですが、そういう事 もありまして、部長にはその当時の

18年2月5日の内容を文書で聞 かしていただきました、参考にさせていただきました。その事も色々 精査した結果、私は先程申し上げたように、陳情された時点で慎重審 議させていただきますという事で回答させていただいたんですが、今、 一期目の議員さんにとってみたらね、14年12月議会という事は、 その時にはおられなかった議員さんですので、その中の一人が私と同 じような回答を先方へ送られた結果、またしつこくも、しつこくもと 言ったら失礼ですが、しつこくも3つの質問に答えてくれという事と、 それはそれで彼らが行おうとしてる事について何らないんですが、そ の追伸としてね、平成14年12月議会の議決の段階で斑鳩オンブズ マンが一年かかって調査した内容が、という事は先程の18年2月5 日に、これは出前講座か何かの形で説明に行ってもらえたと、そのよ うに私は理解しておるんですが、その一年かかって調査した内容が理 事者側から説明があったなら、もちろん反対していました。これは、 私は議員としてちょっとこういう言葉を言うのはいかがなものかなと 思うんですが、こういう説明があったならという事であれば、当然こ ういう疑問を持つんだったらその時点で質問もすればいいと思うんで す。当時私は議長をさせていただいておりましたし、建設水道常任委 員の一員でもあったし、また現在の議長である中川委員長であったと いう事。そういう事もはっきりと覚えてますし、この条例については 色々やはり住民にとって色々な影響が及ぼす、また下水道事業につい

ての推進についても色々な問題が生じるか分からないという事で慎重 にやっていかなければいけないという事であえて12月議会に提出し ていただいた時に初日に本会議を開会後にこの事についての全員協議 会、それで担当の方からも色々説明を聞かせていただきました。それ で建水の委員以外の方からも色々質問をいただいて、そしてそれなり に理解していただいた。また、今この元議員さんはただ一行位の質問 というか意見ですか、何とも分からない、今になって読めばね、そう いう事を記録残ってます。そして、建水の委員会でも満場一致で可決 になり、本会議でも満場一致、そういう当時の議員としては是非とも、 そらもう少し負担を少なくして欲しいというような事の意見も私自身 も言いましたし、皆さんもそういう思いやったけど、これは公共下水 道事業を推進するためには、これだけの費用は必ず必要になってくる という認識のもとで条例を満場一致で可決させていただいた、そうい う経緯があるんですが、こういう事でね、内容が、説明があったら、 という内容というのは私は把握しにくいんですが、この住民への説明 会ですか、公共下水道についての説明会の時に、この時に色々質疑と いう事と答弁という事で要約して文書にしていただいております。こ れは手元にあります。この時点でも住民の方はそれほど疑問を持たれ たんかなという感じもしてるんですが、一年以上経つんですね、一年 近く経つ、それがなぜ今また出てくるんだというものすごい素朴な疑 問が、彼がよく使ってた素朴な疑問なんです。そうした中でね、この 時にやっぱりおかしいんやという事がずっと継続して続いてたんか ね、先程聞かせていただいたように、この署名運動がされて、住民か ら直接問い合わせが4名の方がおられたという事でね、あるんですが、 そしたら18年2月5日、これは住民説明会か何かだと思うんですが、 その時にいろんな意見も出てるし、色々答弁していただいている。そ の後も継続して担当の方に質問なりいろんな事があったのかどうか、 その点はどうなんですか。

下水道課 この2月5日の説明会終えて以降につきましては、これらの説明会

長

に対しての疑問とかそういうものは一切ございませんし、下水道に関するあえて深くもっと掘り下げた質問もしくは疑問等に対する問い合わせにつきましてはございませんでした。

小野委員

この18年2月5日ですし、私は元同僚議員から公開質問状いただ いた時に2月6日付けですので、えっ、と思ったんですがよく見れば 18年、一年前でなぜ今なのかなという事もあったし、その間色々、 私もずっと建水にいてますし、下水についてもそういう風なあったん だったらね、もう少し知っておかなければいけなかったんかなと。私 は順調に推移していってるものだと、先程の接続件数云々の話も、こ ういう事があったんだったら、ああいう聞き方はしなかった。もっと 説明していかなければいけないん違うか、予定よりそれだけ接続が早 く進んでるように、今の時点では思われるけど、やはり今までの投資 してる資金というんですか、それに対してそういう受益者負担という 事は必要だという事で説明を受けて条例化してるものですから、こう いう今のような事がずっと続いてあったんだったら、やはりこれは問 題かなと思ってあえて今質問させていただきます。また、陳情が正式 に出てきた時に当然この建設水道常任委員会に付託されると思います ので、またその時に質問させていただいて聞きたいと思います。以上 です。ありがとうございました。

委員長

他にございませんか。 吉川委員。

吉川委員

今の小野委員と関連するんですけど、今、小野委員が質問していただいたんですけど、町として14年12月議会で満場一致で可決し、ちゃんと手続き踏んでやってるわけですわな。せやから問い合わせあったやつについては、あまり問題ないように今の回答で分かるんですけど、町としてやはりもっと毅然とした態度で、わしは何やったら広報でですね、14年12月にこうやったという事をね、あげるくらいのね考えはあるんかどうか。町としての対応をどう考えておられるの

かだけ、ちょっと聞かしていただきたいと思います。

下水道課 長

ただ今のご質問でございます。まず早速3月上旬に広報というのか、 チラシですね、各戸に公共下水道のお知らせという内容で、公共下水 道が使用できる地域、手続き、もしくは指定工事店の工事を依頼する 理由、加入負担金、下水道使用料、そして使用料金の根拠、それと排 水設備の概算改造費用などを盛り込んだ冊子を各戸に配布させていた だき、そして住民のご理解を得られるよう努めていきたいと考えてい ます。

(「ちょっと時間あれやので。それは前にやってもらったやつやな。」 との声)

下水道課

更に掘り下げた形で。

長

吉川委員 今年やってくれるの。

下水道課

やります。

長

吉川委員 すいません、ちょっと勘違いしてました。

委員長

他にございませんか。 吉川委員。

吉川委員|

今、私えらい途中で勘違いしててあれなんですけども、今、課長おっしゃっていただいたように、やっぱりちゃんとした説明を私は、各戸に配布するという事でございますんで、それで結構ですんで、やはりそういう説明をやっぱり皆さんに出来るように一つ配慮をしていただきたい、お願いをしておきます。

委員長

他にございませんでしょうか。

(なし)

委員長

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、報告を受け、了承したということで終ります。

次に12月定例議会からの継続審査案件となっています(2) 陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)(3)陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)を一括議題と致します。本件について、12月定例議会以後で進捗等について、理事者の方から説明をお願いしたいと思います。藤川都市整備課長。

都市整備課長

それでは、継続審査となっております陳情第1号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その1)、陳情第2号、神南4丁目のマンション建設に関する陳情書について(その2)について、報告させていただきます。

本陳情の対象であります、株式会社大栄不動産及び近畿中央ビルドが開発事業者となり進められておりましたマンション建設計画につきましては、平成18年3月3日付で、事前協議申出の手続きがなされておりました。しかし平成18年12月12日に、計画中止を理由といたしまして、事前協議申出書の取下願が提出され、同日付で受理をいたしましたというところでございます。また、前回の委員会におきまして、当該土地にて、新たにマンション建設の計画が進められている事をご報告をさせていただいておりましたが、本年1月29日付で、株式会社アゼル大阪支店が開発事業者となりまして、戸数139戸の共同住宅の建築を目的とする事前協議申出書の提出を受け、受付を行ったところでございます。現在、開発事業者から地元自治会等への事業計画に対する説明を行っているというところでございまして、先週、2月17日の土曜日なんですけれども、紅葉ヶ丘自治会並びに笠町自治会を対象といたしました説明会が開催されたという事の報告を受け

ておるところでございます。町といたしましては、今後も開発事業者 に対しまして、状況の報告を求めながら、適切な指導に努めて参りた いと考えております。

以上、簡単ではございますが、陳情に対する報告とさせていただき ます。よろしくお願いいたします。

委員長

説明が終わりましたので、質疑等あればお受けいたします。 小野委員。

小野委員

ちょっと今、聞き損ってたらごめんなさいね。今、課長の方で今までの事前協議の申出をしていた業者が12月12日に取り下げという形でね、前回、この建水の委員会に12月11日で提出していただいてる参考資料の中に、1月29日ですか、今度事業主がアゼルという事で、提出していただいた時点でアゼルという名前が出てきてるんですが、その点はちょっと私の勘違いなのか、日はどうでもよろしいんですが、ちょっと資料的に今の説明と理解しにくいなと思いますので、あえてちょっともう一度お願いしたいなと思うことと、事前協議に申入れをしてきてる代理人と言うんですか、コンサルが同じ業者なのか、その点もちょっと聞かせていただきたいと思います。

都市整備課長

ただ今ご質問いただきました件でございますけれども、まず一点目の前回委員会、12月11日に開かれたんですけれども、その時に計画の図面をお知らせ等を資料として提出をさせていただきました。これにつきましてはこの時点でアゼルという名前が出ております。実は、町への協議、以前に地元へ、12月3日ですか、お手元に前回委員会でお配りさせていただきました資料配布をされているという状況でございました。従いまして前回委員会の時点で資料が出ておりましたので、委員会の方には提出させていただいたところでございますけれども、実際にアゼルが事業者となって事前協議の申出をされたのは今年の1月29日という風な順序になってございます。

二点目、代理人でございます。代理人につきましては、株式会社 I AOタケダ設計というところが前回の代理人と同じでございます。た だ、地元対応の副代理と有限会社ランドプランニングという業者も入 ってきておりますけれども事業者から委任をされておりますのは、同 じタケダ設計でございます。以上でございます。

小野委員

ありがとうございます。そうして今ちらっと前回の見たらアゼルと いう名前出てきてるから、あっと思ってちょっと確認させていただき ました。できるだけ陳情も受け取る委員会ですので、担当課としては いろんな資料を入手していただいて、すぐに委員会に提出いただいた という事でありがたく思います。それで、同じ設計業者という事は、 当然陳情がされて、議会の方でも議論してるという事もご存知だと思 います。この陳情の性格上、前に陳情を出してこられた事については、 色々動き等をこちらも聞かしてもらいながら対応していこうとしてい たんですが、継続という形で出さしてもらってたんですが、その事業 主が替わってるという事でこの陳情書自体をどのように取り扱ってい ったらいいのかなと思う事が一つと、内容的に同じように陳情者が思 っておられるのかどうかという事も現時点では分からないしね、委員 会としてはどのように取扱い、今の継続審議になってます陳情書の取 扱いについて、これはちょっと取りまとめのために委員さん皆さんに 意見聞いていただく方がいいかなと思うんですが、この点は委員長の 方で取り計らっていただけますか。

委員長

今、小野委員言われましたように、当初の陳情に対しての内容につ いて、各委員さんどういうように思われてるか、ちょっとお聞きした いと思います。よろしいでしょうか。まず最初に、吉川委員さんお願 いします。

吉川委員 今、説明ありましたようにですね、私も見てましてんけど、18年 6月16日だったと思うんですけれども、マンション計画に関する陳

情書という事で出てきてるわけなんですが、その後その業者は中止というのか撤退されております。しかし、あと続けて違う方がやっておられるわけなんですが、今のアゼルさんですか、アゼルさん関係に対しての陳情書では私はないと思うので、この陳情書、取り下げてもらうというのか、局長とも相談してもらって、18年6月に出てきた陳情書については、私はなかったものだというように解釈を、自分はしていきたいと思います。

委員長

他に。中川委員。

中川委員

私も今、吉川委員がおっしゃったように、事業主の変更、また建物の変更もあり、地元の説明会でまた新たな地元との協議が始まってそこで地元住民の方が陳情を行われないケースも出てくるんではないかな。せやからこの今の継続審査の陳情1号、2号に関してはこれで消滅と言うんですか、なくなるものではないかなと、個人的には考えています。

委員長

浦野委員。

浦野委員

三月議会が終わりますと自動的にこれ、消滅という事になるかと思うんですけれども、吉川委員のおっしゃった同じ意見で事業者も替わってるんだ、コンサルは一緒ですけども。従って、この陳情書は取り下げていただいて、新たに、という事になるかと思います。

委員長

小野委員。

小野委員

他の委員さんと同じような意見なんですが、陳情書と請願との違い もあると思うんですが、局長にちょっと教えていただきたいんですが、 陳情書に対して陳情する目的というのか相手側が替わっているのでと いう事で、陳情者に対して取り下げしてもらえるかどうかという相談 がね、議会から出来るのかどうかという事一点とそれから請願でした ら紹介議員がいますので、その紹介議員に取下げを請願者に内容的に どうかな、という事は議会としては出来るかなと思うんですが、ただ、 先程吉川委員もおっしゃってたように、ちょうど改選時期にあたって ますし、この3月議会で一応定例会は終了するという事に、私らの任 期も終了するという事になりますので、新規にこちらから陳情者に対 して、どういうアクションというのか、出来るのかなとなった時にこ れは審議未了という形で終了してしまうのが妥当ではないんかなと思 うんですが、その点でちょっと、私は請願と陳情との違いと言うんで すか、陳情者に取下げを、一旦受理してますから、どちらかの結論を 出していくべきだと思いますし、この業者、相手が違うということや し、どんな内容かもまだ分からないんだという、それでただ任期、私 どもの任期が4月29日で満了しますので、そういう状況の下では議 会としては取下げをお願い出来るのかどうかというのは、ちょっと疑 問ありますので、その点ちょっと局長の方で、どういう状況でするの が一番、議会としていいのかどうか、ちょっと教えてもらいたいと思 います。

委員長

浦口事務局長。

事務局長

小野委員からのご質問ですけれども、斑鳩の議会については、陳情書もほぼ請願と同じような扱いをされてきております。今回、自治会の方から出されました陳情については、事業者は今度替わるという事で今説明があったわけですけれども、あくまでもマンション建設に対して町の方にも同じような陳情書が出てますけれども、それに対して、こういう風にしてほしい、そういう願いであると思います。議会の方から陳情者の方に取り下げの話をするのはどうかなと思うんですけれども、あとまた3月議会のございます。3月議会の段階で出されました自治会の方がどういう動きをされるか分かりませんが、一応継続の形をとっておりますので、採択するのかどうかの結果を出すか、その

まま3月議会まで審議をされて、その状態でこの陳情者の方から何の動きもないという事になれば、審議未了という形になろうかと思います。新たに3月議会に出されたら当然前の陳情書については審議はもう出来ませんけども、今の段階でその辺のお話をするのはどうかなと、事務局の方としては、町の方へ出されております、また議会の方にも出されておりますので、今の段階では相手さんの状況を見守るか、この委員会の方で結論を出されて3月議会で採択されるかどうかの結果を出すか、そのいずれかではないか。今の状況ではまだ3月議会もございますので、地元がどういう形で動かれるか分からない状況でありますので、このまま3月議会でもう一度、この委員会もございますので、そこで審議をしていただいて、結論が出ないという状況になれば、議員の改選時期になりますので審議未了という形になろうかと。それと、町としての陳情書の取扱いもございますので、両方出ておりますので、町がこういう形でするという事が示されれば、議会としては審議不要という事になろうかと思います。

委員長

小野委員。

小野委員

そしたら理事者側にお聞きしたいんですけどね、今、吉川委員もおっしゃったし浦野委員もおっしゃてますが、事業主が替わってる。だから事前協議に対してこういう願出があるという事ですので、景観に対して色々な願いがあるという事で町へもそれら、されておりますが、私どもが判断しようとしてたように、事業主が替わってるから一旦取下げをお願いしようや、という意見も二名の委員さんからありましたけど、ちょっとこういう話をさせていただいたんですが、町としたら陳情書に対して、事業主が替わったという事に対して、陳情者に対してどのような回答をされようとしてるのか。

都市整備 課長

ただ今の質問でございますけれども、前回の委員会以降、今日まで の間に議会に対する陳情及び町に対する要望書出されております自治 会の会長さんと協議を重ねております。その中でそれぞれどういった 対応をされるのかという事につきましても、合わせて協議をしている ところでございますけれども、自治会といたしましては、この2月1 7日ですね、ありました説明会を受けて、その後どういう対応をして いくかという事を自治会の方もその後検討していきたい、という事で、 前回出されております陳情あるいは要望につきましての取扱いにつき ましても、その中で今後検討していきたいという事でおっしゃってお りますので、その辺の状況を町といたしましても確認をしながら、対 応を決めていきたいと思っております。

小野委員

そういう事をしたら、局長からもちょっとアドバイスというのか、 言い方、いろんな議会としての対応の仕方について、ちょっとヒント を得たんかなと私は思っているんですけども、このまま継続という形 でこの委員会を行っていって、陳情者の目的は同じだと思うんです。 マンション建設に対してのいろんな要望、それから議会に対しては陳 情という形でされてきておられますので、今の陳情は、マンション建 設に対しての、中川委員から内容が違うかも分からないという事も、 これは状況で変わってくるんだと思うんですが、それが今、担当の藤 川課長から説明をしていただいたような形かなと思うんです。地元協 議の結果、地元がどう動いてくるかという事を、議会としても見守っ ていくのが今の段階ではいいのかなと、そのようにも思いますので、 継続で、そして地元へはもし相談、先程からちょっと触れてますが、 私たちの任期というものがありますので、改めて3月議会に出してい ただいても、審議する間がないので、改選後でも出していただけるよ うに、また相談があった時にね、そうされるのがいいのかな、そして 今の陳情は陳情として取り下げてくれというとこまではいかなくても いいのではないかなと思っておりますので、委員長の方で継続という 形で提案していただければありがたいと思います。

委員長 | 今、小野委員さんから話がありましたように、各委員さんからも話

をお聞きいたしました。町、藤川課長からの話で、会長との協議の中において、2月17日の説明会があったと、その中において、当初の陳情書に対してこの今回の2月17日の説明会後に自治会で協議されると思います。それをもってまた何らかのそれに対しての回答があると思います。委員会としてはそういった中で相手の状況を見守るという事で、小野委員さんからも提案ありましたように、この事については、継続するという形でお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。 吉川委員。

吉川委員

別にそれでも結構なんですけれども、私はやっぱり議会としてですね、初めに出してこられた陳情書とですね、内容が変わってるわけでんな、戸数も変わってるしでんな、私新しい図面見てませんけど、意匠の関係とか色々変わってきてると思うんです、分かりませんけども。せやからやっぱりちゃんとしたものを出してもらわんとですね、それを審議できないと思うんです。今の状態の、初めに出してこられた陳情書については、私はやっぱり審議未了にするか、やっぱり内容が変わってきたんねから、3月議会で、もう今の委員会で没にするんか、いやもうちょっとおいといて、3月これ、やったよってに私、結論出るものでもないと思う、そら結論出たら一番いいんですけど。せやから審議未了でそのまま流れますわな、確実。そういう具合にするかを私は委員会ではっきり決めとくべきだと思うんです。どちらかとるとかね。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前 9時46分 休憩)

(午前10時08分 再開)

委員長 再開いたします。

本件については一定の審査を行ったということで終わっておきま

す。次に、3月定例議会提出予定議案について、あらかじめ理事者から説明を受けることにいたします。

はじめに、(1) 平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正 予算(第3号) について理事者の説明を求めます。 谷口下水道課長。

下水道課 長

それでは、3月議会定例会に提出を予定いたしております議案でございます、平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明させていただきます。

まず、お手元資料2-1をご覧いただけますでしょうか。まず、予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ230万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,549万3千円とするものでございます。

まず、歳入でございます。下水道事業国庫補助金を1千万円減額、 一般会計繰入金を2,510万円増額、公共下水道事業債を1,74 0万円減額の補正をお願いするものでございます。

次に歳出でございます。公債費の償還金利子で230万円の減額を お願いするものでございます。

次のページ、資料2-2をご覧いただけますでしょうか。繰越明許費の設定でございます。これは、龍田西汚水幹線と神南汚水幹線の平成18年度執行分といたしまして当初、4億2千万円予算措置しておりましたが、12月議会で契約の議決をいただきましたこの2件の幹線管渠築造工事におきまして、契約の時期及び契約額から3億8,150万円の執行残が生じ、そのうち、3,150万円につきましては、整備区域拡大を図るため測量設計業務委託で既に執行済みで、残り3億5千万円につきまして、平成19年度へ繰り越しすることにより面整備の拡大を図るため、3月末に入札を執行する予定でござます。そのことから、年度内に工事が完了できる見込みがございませんので、公共下水道事業費で3億5千万円の繰越明許をお願いするものでございます。

次に資料2-3をご覧いただけますでしょうか。継続費の補正でご

ざいます。12月議会で契約の議決をいただき、契約額が確定したこ とにより、継続費の総額及び年次割額の変更をお願いするもので、龍 田西汚水幹線につきまして、総額を5億円、年割及び年次割額につき まして、平成18年度、2,500万円、平成19年度、3億2,5 00万円、平成20年度、1億5,000万円。次に神南汚水幹線に つきまして、総額を2億7,000万円、年割及び年次割額につきま して、平成18年度、1,350万円、平成19年度、1億7,55 0万円、平成20年度、8,100万円に変更をお願いするものでご ざいます。

以上、簡単ではございますが、3月議会定例会に提出を予定いたし ております平成18年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算(第 3号)についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいた します。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。 小野委員。

小野委員 資料2-3の補正後という事で結局、予定してた価格より60何% という事で契約できたということで、それで単純にと言ったら失礼や けど、工事の進捗は同じ状態で3ヶ年という事で、その中の金額がそ のままで減っていったという、そういう計算だと、進捗を触るとかそ ういうことはあえて出来ないと思いますし、そうしないんですね、計 算したら分かるんやと思うけど、その点どうなんですか。

下水道課

今、委員おっしゃってるとおりでございます。

長

委員長

他にございませんでしょうか。

な し)

委員長

次に、(2)斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者の指定について、 理事者の説明を求めます。 川端観光産業課長補佐。

観光産業

それでは3月議会に提案を予定しております斑鳩町観光自動車駐車 課長補佐 場の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。お手元の資料 3をご覧いただきたいと思います。

> 昨年度、斑鳩町観光自動車駐車場につきましては、指定管理者制度 を導入することとし、所用の条例改正をさせていただきました。そし て、平成18年度から、1年間の期間で斑鳩町観光協会を指定したと ころでございます。

> 今回提出を予定しております本議案は、斑鳩町観光自動車駐車場の 管理について、地方自治法第244条の2第8項に規定する指定管理 者に引き続き行なわせるため、指定管理者の指定について地方自治法 第244条の2第6項の規定により、議会の議決をお願いするもので あります。指定する団体といたしましては、現在の指定管理者である 斑鳩町観光協会を引き続き指定したいと考えているところでございま す。まだ1年に満たない間でありますが、斑鳩町に自動車で訪れる観 光客への公共サービスの提供という面では、概ね順調に従来どおりの サービスが維持できているものと考えております。ただ、指定管理者 の制度創設のねらいである、サービスの質の向上及び経費の節減とい う点においては、努力していただいていると思いますねけど、1 年に 満たない現段階で十分な効果を発揮するのは、難しいのではないかと 考えております。そして、今のところ大きな問題もなく施設の維持管 理ができていることから、再度、指定管理者として単独指定する方向 で進めてまいりたいと考えております。

> 次に、指定の期間でございますが、平成19年4月1日から平成2 2年3月31日までの3年間とさせていただきたいと考えておりま す。指定期間を3年間といたしました理由は、この1年間の指定期間 において、今のところ大きな問題もなく施設の維持管理ができていま すが、1年という期間では効果が確認できにくいという事から指定の

期間を複数年とし、経営的な観点による施設運営をさらに促していき たいと考えるとともに、効率的で効果的な管理運営ができているかど うか、評価をしていきたいと考えています。ただ、制度導入後、まだ 日も浅いということから、今回は複数年のなかでも比較的短期間であ る3年とさせていただいております。

なお、斑鳩町観光協会を指定することにつきましては、現在斑鳩町 観光自動車駐車場条例第2条の4の規定に基づきまして、関係書類の 提出を受け、指定管理者選定等審査委員会の議を得て、この結果をも って、3月議会に議案を提出させていただきたいと考えているところ でございます。

以上、簡単でございますが、斑鳩町観光自動車駐車場の指定管理者 の指定についてのご説明とさせていただきます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。 小野委員。

小野委員

昨年の3月議会ですね、これ、指定管理者。その時の議論が一年って短かったんかなと思うけど、その間もいろんな報告も色々聞かせてもらった段階でまた審議させていただきたいなと、正式に出してこられて、今の事前の説明では期間を確か前回は5年、それを1年に変更になったという事の議論の中身をもう一回精査してみる必要もあるんかなと思いますし、予算的な経営上の削減というんですか、それらについてもあまり前回と変わらないかなと、今の補佐の説明ではそうかなと思ってるんですけど、あの時に色々議論をさせていただいて、一年でとりあえず様子を見ていこうという事の意味が、再度またそういう話になるんかな。前もっての説明として、あげあしとるんじゃないんですよ、一年では効果が確認できないというのは、どういう事なのかなと。だから、一年という短い間隔でしっかり頑張って欲しいという意味で短くしたように私は認識しとったんですが、ちらっと違ったんかなという事、今こういう事を提案される予定だという事をお聞き

してね、そのようにちょっと感じを受けたということだけ、答弁は別 にもちろん結構ですので、私自身はそういう感じで今度の提出予定議 案があるという事ね、当然あるべき事なんですね、前回一年としてい ますし、ただ、指定管理者という事についての認識がやはりちょっと 合ってなかったんかなと、今思っています。またこの事は別の場所で も議論させていただきたいと思います。結構です、それで。

委員長

他にございませんか。

(なし)

委員長

次に(3)斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定について説明を 求めます。 川端観光産業課長補佐。

観光産業

それでは引き続き、3月議会に提案を予定しております斑鳩の里観 課長補佐 |光案内所の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。資料4 をご覧いただきたいと思います。

> この斑鳩の里観光案内所につきましても、昨年度指定管理者制度を 導入することとして、条例改正をさせていただきました。そして、平 成18年度から、同じ1年間の期間で斑鳩町観光協会を指定したところ でございます。

> 今回提出を予定いたしております本議案は、斑鳩の里観光案内所の 管理について、先程と同じく地方自治法第244条の2第8項に規定 する指定管理者に引き続き行なわせるために、指定管理者の指定につ いて地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願 いするものでございます。指定する団体につきましては、同じく現在 の指定管理者である斑鳩町観光協会を引き続き指定していきたいと考 えております。これもまだ1年に満たない間ではありますが、施設管理 による観光客に対するサービスの提供という面では、順調にサービス 維持ができていると感じております。ただ、指定管理者制度創設のね

らいである、サービスの質の向上及び経費の節減という点では、同じく努力はしていただいているものの、1年に満たない現段階では十分な効果を発揮するのは、難しいように、同じように考えております。そして、今のところ大きな問題もなく、施設の維持管理ができていることから、再度、指定管理者として単独指定する方向で進めてまいりたいと考えております。

次に、指定の期間でございますが、同じく平成19年4月1日から 平成22年3月31日までの3年間という複数年にしていきたいと考 えております。指定期間を3年間といたしました理由は、駐車場と同 じですねけど、この1年間の指定期間において、今のところ大きな問 題もなく施設の維持管理ができているという事と、1年間では効果が 確認できにくいという事で指定の期間を複数年として、経営的な観点 による施設運営をさらに促していくと、効率的で効果的な管理運営及 び利用者の満足度が上がっているか評価等を今後していきたいと考え ています。これもただ、制度導入後まだ日も浅いことから、複数年で も比較的短期間である3年としております。

なお、斑鳩町観光協会を指定することにつきましては、先程の観光 駐車場と同じく、現在斑鳩の里観光案内所設置条例第4条の4の規定 に基づいて、関係書類等の提出を受け、指定管理者選定等審査委員会 で審査を得て、この結果を3月議会に議案として提出させていただき たいと考えているところでございます。

以上簡単でございますが、斑鳩の里観光案内所の指定管理者の指定 についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けい たします。

(なし)

委員長 以上、3月定例議会に提出予定の議案については、あらかじめ説明

を受けたということで終わります。

ここで休憩をいたします。10時40分まで休憩いたします。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時40分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、各課報告事項について、(1)平成18年度斑鳩町一般会計 補正予算(第5号)についての内、当委員会所管に関するものについ て、順次報告を求めます。 加藤建設課長。

建設課長

それでは、各課報告事項(1)平成18年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)について、まず建設課所管に関わります一般会計補正予算、繰越明許費補正について、資料5でご報告申し上げます。

第7款土木費、第2項道路橋りょう費、事業名、道路新設改良費として1,800万円を翌年度に繰越すものでございます。これにつきましては町道205号線、通称ゴルフ道でございますが、地元自治会等と協議を行い、引き続きまして地権者の方とお話を続けて参りました結果、今月、地権者のご了解をいただけました事から、本年度で用地買収を行い、来年度その工事を行うため、繰越をさせていただくものでございます。

以上、建設課に関わります一般会計補正予算の報告とさせていただきます。

委員長

藤川都市整備課長。

都市整備課長

それでは、都市整備課が所管いたしますものについて説明をさせて いただきます。

まず、法隆寺線整備事業に係る補正でございます。事業の内、地方 道路交付金事業といたしまして当初4,000万円で事業に取り組ん でいくことにしておりましたが、交付決定額が2,100万円ということで1,900万円の減額となりました。このことから、歳入で国庫支出金で1,045万円、の減額を、歳出では土木費、都市計画総務費で1,900万円の減額をお願いを予定するものでございます。

次に、JR法隆寺駅周辺整備事業にかかります補正でございます。 法隆寺駅南側の興留9丁目におきまして、町道424号線整備に関するものの内、本年1月に買収いたしました道路事業用地の代替地といたしまして、所有者の方から法隆寺北2丁目の土地開発公社の保有地の取得を希望されまして、提供いたしましたところでございますが、提供するにあたりまして、土地開発公社の簿価と現在の実勢価格であります、つまり売却額、とに差額が生じるという事になりまして、その差額について一般会計より土地開発公社に補填をする補正を、お願いする予定でございます。内容でございますけれども、今回代替地として提供いたしました面積といたしまして、542.07㎡でございます。そして1㎡当り8万2千円ということで、その差額につきまして3月末現在の公社簿価の見込みと比較をいたしますと、差額が2、952万7千円ということになっておりますことから、その額の補正をお願いするものでございます。

次に、公共下水道費でございます。公共下水道事業特別会計への繰出金といたしまして、2,510万円を増額するものでございます。 詳細の説明につきましては、先ほど、平成18年度公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)におきまして説明がありましたとおりでございます。繰入金に関連し、歳出といたしまして一般会計予算から2,510万円の繰出金を増額補正させていただく予定でございます。

続きまして繰越明許費補正といたしまして、法隆寺線整備事業に係るものでございます。事業用地の取得に時間を要しましたことから、本年度に予定しておりました工事費も年度内に執行できないという見込みでございまして、1億812万8千円の繰越明許費の設定をお願いする予定でございます。

また、いかるがパークウェイ関連整備では、稲葉車瀬地区におきま

して地元との協議等の進捗状況によりまして、本年度予定しておりました取付け町道の測量設計委託を年度内に執行できない見込みでありますことから、150万円につきまして繰越明許費の設定をお願いする予定でございますのでよろしくお願いいたします。

以上、都市整備課所管に関する補正の内容についてのご説明とさせていただきます。

委員長

報告が終りましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

小野委員

今の代替地用地とのその簿価の差額ということで、どういう形にな んのかね、ちょっとこうわかりやすいもんあったらいいねけどね、開 発公社が今保有した土地へ代替用地として今の事業用地の人が取得さ れて、そしたらその取得される今の時価とそれから簿価との差額を補 填していく。事業として補填していく、そういうようなことで理解し ていくのがいいのかなということやねけど、ちょっとそこらのことが ね、もうちょっとそらあんまり出されないんかわからんけど、用地の ことやから。もうちょっとわかりやすいのなんかあったらいいかなと 思うねけどね、それは今説明受けるんじゃなくて、今度の、これは当 然、総務委員会ですので、前もってその担当の補正が生じたとこでと いうことで、この委員会で担当の課長説明してくれたんやけどね、も うちょっとわかりやすいなんかないのかな、資料出来んのかなという ことで、期待を込めて言うてんねけど、いやもうこれ以上の他の説明 の仕方はちょっとしにくいんやと言わはんねやったらそれでも結構や けど、理解を深めてもらうというかね、理解を深めさせていただきた いので、もうちょっとこうわかりやすいというか、制限はあるんやろ と思うけどね、色々な用地のことやから。その辺どうなんですかね。

都市建設 部長

私の方からお答えをさせていただける部分でお答えさせていただき ますと、今ご質問いただいております差額ですけど、これはどういっ た形になるかということなんですけれども、まず、先程申しましたよ うに、今回、この代替地を処分いたしました額が、平米単価で8万2 千円ということでございます。合計、全宅地面積で542.07平米 ございますことから、この処分をした価額、これが4,444万9, 740円ということになってございまして、それに対しまして、土地 開発公社の簿価ですね、これが3月末現在でございますけれども、こ の簿価が7、397万6、714円いうことになっております。これ を差し引きいたしますと、2,952万6,974円、こういうこと になってございまして、この差額を補填をすると。この取得の価格に つきましては現在の時価という、実勢価格ということになってござい ます。内容的にはそういう形になっております。

小野委員 ここの担当の委員会としてはね、この事業進めるためにそれをとい うことで出してこられてる、その事に関しては言う必要もないかなと 思ってるんですがね、以前から、その開発公社のことについての色ん な議論はあったし、だからなかなか難しいねということで、提供でき ないというような事でやってきた時期もあったんですよ。今、開発公 社の方の話になるんかなと思うんやけど、だけど開発公社にもそうし て補填していけるんやという、開発公社に補填じゃなくて、事業の補 填として出していけるんやということになるんだったらね、もっと開 発公社も楽に、楽にと言ったらおかしいけどね、入札にかけていった りいうようなことをしていくこともなくて、その塩漬け状態を緩和し ていけるんじゃないかなということも思えんのでね。そこらまぁ総務 部長もおいでですので、ちょっとどういうことなのかなということを ちょっと教えていただけませんか。

総務部長|

公社の保有地につきましても、一定の計画の下で健全化を図ってい こうということでしておるわけでございます。そういった中で、塩漬 けの土地についても、こういった形の中でやはりこう一般公募さして いただいたこともありますし、代替地で積極的に対応して塩漬けを解 消していこうということにしておるわけでございます。そうした中で やはりこう公社について損害を与えるというわけにいかないというこ とでありますから、町の方からその差額については補償という形と言 いますか、差額補填という形で一般会計から公社の方へ補償するとい うような形をとらせていただいておるところでございます。いずれに いたしましても、今後こういったケースが出てくると言いますか、し ていかなきゃならんと考えておりますので、その点よろしくご理解を 賜りたいと思います。

小野委員

ということはこれはこの整備事業の事業費の中に当然この2.90 0万円という金額が入ってくる、この事業の中で使ったというか必要 とした経費ということでみなしていかれるんだと思うんですが、補償 というような言葉で言われたんでどうかなと思うんですが、そういう 具合に理解してよろしいんですかね。

総務部長 いずれにしましてもその分については、やはりその補填については どこで組むかということになりますけども、事業費のからみの中でと いう形の中でそういった十木費の中で組ましていただいておるもので ございますんで、いずれにしてもこれは単独で財源を組んでいかなき やならんことは変わりございませんけれども、1日でも早く、先程申 し上げましたように塩漬け土地の解消を目指すという中で公社の健全 化を目指してまいりたいと考えております。

小野委員

また考えて、もし他の場所で議論出来たらそのようにさしていただ きますので、この辺にしときます。

委員長

他にございませんでしょうか。

な し)

委員長

次に、(2)斑鳩町町営住宅入居者募集について、報告を求めます。 加藤建設課長。

建設課長

それでは、(2)の斑鳩町町営住宅入居者募集について、ご説明を申し上げます。この入居者の募集でございますけれども、現在、長田団地のA棟202号、追手団地106号、それと目安北団地105号の3戸が空いております。この部屋につきましては、当委員会にもご報告申し上げておりました興留東住宅の老朽化に伴い移転していただくことで入居者の方にお話をさせていただいておりますが、お一人の方について、移転しても良いとのことでありますが、時期的にもう少し先にしてほしいとのことから、またその他の方々についても時間が必要とすることから、引き続き興留東住宅の方々にはお話はしていきますが、一般の方も待っておられることから、今の時点でこの3戸について募集を行ってまいりたいと考えております。日程的には4月の広報に掲載いたしまして、受付、また実態調査を実施いたしまして、公開抽選で入居者を決定してまいりたいという風に考えております。

なお、以前からおっしゃっていただいておりました、福祉課の所管の部分になるんですけども、グループホームの件についてでございますが、昨年12月末に陽だまりの家の方代表者3名の方々に興留東住宅の現地を見ていただきまして、間取り等も中へ入って確認をいただきましたけども、結果、先方よりせっかくご紹介いただいたけども、ご遠慮させていただきたいとのことでございました。また、代表者の方より色々町の方でご配慮いただきありがたく思っておりますとのことでございました。

以上、斑鳩町町営住宅の入居者の募集とグループホームの経過も併せてのご説明とさせていただきます。以上でございます。

委員長

報告が終りましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(な し)

委員長

次に、(3)斑鳩町違反公告物を出さない町づくり推進団体制度要綱(案)について報告を求めます。 藤川都市整備課長。

都市整備 課長

それでは、(3)斑鳩町違反広告物を出さない町づくり推進団体制度 要綱(案)の制定について報告を申し上げます。それでは要綱の内容 をご説明させていただく前に、まず、制度導入の背景について、ご説 明させていただきたいと思います。

現在、町内の各道路に無秩序にはり出された「はり紙」や「はり札」、 「立看板」、「広告旗」とこういった違反広告物は、町の景観を損ね るとともに通行の妨げにもなっているという状況でございます。この ような状況に対応するために、我々といたしましては、町職員及び委 託によります簡易除却を実施しているところであります。また、加え て環境保全推進員の皆様方にもお願いをしながら、一早く掲出状況を 報告いただき、違反広告物を除却するように努めているところであり ます。このように、地域の住民の方々にもご協力をいただきながら除 却作業を行っておりますが、現行制度では除却作業につきましては町 職員や委託業者に限られておりまして、環境保全推進委員の方々には 町に報告をいただくということをお願いすることにとどまっていると いう状況でございます。違反広告物は後を絶たないのが現状でござい まして、環境保全推進員の方からも自分達で除却できないかといった 意見をいただいておるといったこともございまして、そうした中、奈 良県におきまして、平成15年11月に「ふるさと「なら」屋外広告 物美観風致維持特区」が認定をされまして、特区内におきまして広告 旗が除却対象物件に加えられるなど、又、違反広告物が表示されてか ら相当期間経過が必要という要件もなくなるなど、除却要件も緩和さ れたと。さらに、この特区の一般制度化を含む形で平成16年6月に 屋外広告物法が改正され、同年12月に施行されております。このよ うな法整備面におきましても、町民と行政が連携・協力して違反広告 物対策を進めるという条件が整ったことを受けまして、町民の皆様方 が違反広告物を主体的に除却できる制度といたしまして、本要綱を制 定し、本町の景観や環境の向上に努めてまいりたいと思っております。 それでは、要綱の規定につきまして、ご説明を申し上げます。資料

6をご覧いただきたいと思います。

まず、第1条でございますけれども、要綱の趣旨に関する規定でございまして、本要綱は違反広告物の除却事務の委任手続きや違反広告物の除却を実施する上で必要な事項を定めるものである旨を規定しています。

続きまして、第2条では、用語の定義を行っております。第1号から第3号に定義しました「はり札」、「立看板」、「広告旗」に加えまして、「はり紙」の実物写真というものを資料として付けさせていただいてます。資料の一番最後に参考資料として添付をさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思います。これを見ていただきながら説明をさせていただきたいと思います。

まず、第1号では「はり札」を定義しておりまして、ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙及びそれ以外のものをはり、又は直接塗装印刷し、容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているものということで定義しております。

次に第2号では、「立看板」を、木枠又はプラスチックパイプ枠に紙、布又はそれ以外のものを張り、又はベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに紙及びそれ以外のものをはり、又は直接塗装印刷し、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられているもの(これらを支える台及びラックを含む。)と定義しております。次に第3号では、「広告旗」を、長方形等の布の一辺に棒を取り付け、当該布の上部を棒で支えたものであって、容易に取り外すことができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられ、若しくは取り付けられているもの(これを支える台を含む。)と定義いたしております。次に第4号では、「地域団体」を、本町の区域内に住所を有し、又は本町の区域内に所在する事業所等に勤務す

る18歳以上の者で組織する団体で、その構成員の数が2名以上のものと定義しております。

続きまして、第3条では推進団体の認定に関する規定でございます。まず、第1項におきまして、推進団体の認定要件について定めております。第2項は、推進団体の認定申請手続きについて定めております。次に第3項は、認定申請に必要となる添付書類について、第1号から第2号におきまして定めております。次に第4項は、推進団体を認定した場合に、申請団体に対して認定証を交付する旨を定めております。次に第5項は、推進団体の認定期間が2年であること及び認定の更新が可能な旨を定めております。次に第6項は、推進団体が認定期間満了後引き続き認定を受けようとする場合の申請手続きを定めております。第7項は、推進団体が認定を受けた事項を変更しようとする場合の届出手続きを定めております。次に第8項では、推進団体が活動を廃止した場合の届出手続きを定めております。

続きまして、第4条でございます。推進団体の認定の取消しに関する規定でございます。推進団体の認定を取り消す要件につきまして、 第1号から第3号におきまして定めております。

また、第5条では推進員の任命等に関するものを規定しております。 まず、第1項におきまして、推進員の任命要件について定めておりま す。次に第2項は、推進員を任命した場合の推進員任命証の交付及び 腕章の貸与をする旨を定めております。次に第3項は、推進員の任期 について定めております。

続きまして、第6条は、推進員の活動等に関する規定でございます。 まず、第1項におきまして、推進員による除却活動はあくまでボラン ティア活動によるものであり、無償でお願いするものと規定をいたし ております。次に第2項は、違反広告物について、除却対象物件につ いて定めております。次に第3項は、推進員が除却活動をする場合の 最低2名で活動いただくことを定めております。次に第4項は、推進 員の除却活動は、計画に基づいて行っていただくことを定めておりま す。第5項は、推進員が除却活動をする際に、推進員任命証を携帯し、 腕章を着用する旨を定めております。次に第6項は、推進員による除 却活動の終了後、町長に実績報告を行っていただく旨を定めておりま す。次に第7項では、推進団体が除却活動を行った場合の違反広告物 の引継ぎについて定めております。

第7条では、推進員の責務に関する規定でございます。第1項におきまして、推進員は町が行う屋外広告物関係法令に関する講習を受講しなければならない旨を定めております。次に第2項では、推進員が除却活動を行うときの注意事項を定めております。

続きまして第8条では、事故等に関する規定でございます。推進員は、除却活動に際して事故等が発生した場合の推進員の行動について定めており、なお、推進員の方々に対しては、活動に際しましての事故等に備えましてボランティア保険に加入していただく予定をしております。

続きまして、第9条は、任命の取消し等に関する規定でございます。 第1項におきまして、推進員の任命を取り消す要件について、第1号から第3号におきまして定めております。次に、第2項では、推進員が任命を取り消されたときに、推進員任命証及び腕章を返却する旨を定めております。続きまして、第10条では、その他といたしまして、この要綱に規定する事項のほかは、町長が別に定める旨を規定しております。

最後に付則におきまして、本要綱の施行時期について、平成19年 4月1日より施行することを規定いたしております。

以上、説明とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

委員長

報告が終りましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいた します。

小野委員

参考資料として写真を付けていただいてるんですけどね、ものすご い難しい仕事だなということを端的に感じてます。また、この場所、 こういう状態やから違反やと決めつける時の決め方がね、ものすごい 難しいなと。そうした中で、例えば、これからと言ったらおかしいけ ど、選挙の時に前回の時に、色々、整備課、昔の計画課ですか、一斉 に違反広告物、違反のあれを撤去に歩いてもらってますし、その時も なかなかやりにくそうにしておられたという認識があるんですね。こ ういう違反広告物があってもその所有権はやはり先方にあるんだとい うこともあると思うんです。放置自転車と同じ事だと思うんですよ。 その放置されてる状況が、警告をして、放置自転車という警告を貼っ てあって、それで何日間かの期間をおいて、また置かして、その間に 盗難等があったりすると色々聞いて回ってると思うんですよ。だから 自転車もそういう風な慎重にしておられてもね、実際それを処分され た後でトラブルがあった場合も、身近に感じたこともあるんです。だ から後でそのわかったが盗難届け出てた自転車があったということ で、その対応がちょっと色々難しいんかなと思うんですけど。これら についても、盗難があったとかそんなんじゃなくて、この人らはちゃ んと正式に、例えばこの後ろ私有地へあげたと、だけどだれか悪戯し て道路へ出してたと。それを撤去されたと。どういうことだというこ とでね。そういうトラブルも無きにしもあらずやし、それらについて やっぱりもうちょっと色んな、そら当然なんか、屋外広告物関係法令 に関する講習を受講しなければならないという責務として挙げておら れるんですが、そのことについて、どんだけ実践ができるんかなとい うのが、やはりせっかくのボランティア、しかも自発的なボランティ ア活動、自発的ということでわざわざ載せてあるということに対して はね、やはりその人が自発的にボランティア活動をしようとしてるわ けやからね、そういう精神を大事にしたいということはもちろんよろ しいですがね、やはりその自発的にそうして斑鳩町のために景観に対 してやろうとして、応えていただける方に不愉快な思いを与えないよ うにするのが私は行政の役目だとそのように思っておりますので、し っかりとそれは指導してもらいたいし、そのもしかして事故が発生し た時に速やかに町長に報告しなければならない。また、必要に応じて、 ということで、町長にとか町へね、そういうことがあったら速やかに

それこそ対応してもらいたい、的確にですよ。そのことも考えたんで すが、そのことについてどのようにね、担当としては思っておられる のか。また、この事例として挙げておられるこういうものについては 確かに撤去されても、いたちごっこになってくると、そのように思う んですが、これをこの違反広告物を町長に引き継がなければならない。 速やかに引き継ぐ事が出来ない場合は、推進団体が所有という言葉が 妥当かどうか知らないですが、または管理する場所にこれを一時保管 することができる。それがどれくらいの期間置いとかなければいけな いのか。放置自転車の場合でしたら、盗難の事件に巻き込まれてない かということも確認する手続き追っていきますけれども、これらにつ いてどういう事をにどういうような期間でどういう場所に持ってくる か。そしてあと最終的に処分する時には、これは焼却ですよね。これ らをリサイクルすることはできないやろうしと思いますし、焼却する にはやはり経費もかかってくるんですが、それらの先についてどこま でどのように認識しておられるのかなということでちょっとお聞かせ 願いたいと思います。

都市整備 課長

まず、ご心配していただいてる1点目の件ですけれども、確かに委員おっしゃっていただいておりますように、この広告につきましては、許可要件に合致してない、要は違反しているものに対して除却をするということですけれども、確かに違反をしてるかどうかというところの判断が非常に難しい部分がございます。今回この範囲といたしましては、道路上に出てるものということでございまして、先程、委員おっしゃっていただきましたように、元々民地にあったやつがちょっと一時的に道路へ出た。たまたまそれを見つけられ、除去された。これらのこと確かにあると思います。それ以外にも微妙な位置に立ってるもの等もございます。そういう事につきまして、まずこの推進委員さんに関しましては、講習会を町または県の方からも出向いていただて、講習をさしていただこうとしておるところですけれども、これはこの1回なりですね、講習でもって、皆様方に十分理解をしていただ

くということは難しい面もあろうかと思いますので、ややこしい物件につきましては、出来るだけトラブルにならないように、例えば除却をせずに町にこういうとこにややこしいやつがあるんやということを申していただいたり、何回か経験をしていただきながら、その違反広告物に対する認識も深めていただきながら、やっていただこうという風に思ってございます。それで出来るだけ危険と言いますか、トラブルを回避できるようなことで、もちろん積極的にボランティアということでやっていただくわけですけれども、その辺の判断の難しい所は町に判断を委ねていただいたりということで対応していきたいという風に考えております。

それで2点目ですけれども、この違反広告物の除却をいたしました 広告物ですけれども、これ現在、町職員あるいは委託の業者で撤去を しておるわけですけれども、撤去をいたしましたものはまず、毎月、 警察に報告をいたしております。そして保管につきましては町の役場 の庁舎の方で保管をいたしておる所でございまして、今後、この要綱 に書いておりますように引継ぎということで町長に引き継いでいただ くわけですけれども、出来る限りはもう町の方に引き継がせていただ いて、町の方で保管をしていきたいという風に思っております。この 後の保管及び処分でございますけれども、現在までもこの処分につき ましては一定期間を役場の方で保管をいたしておりました後に、告示 をさせていただいて、取りに来られない場合は処分するということで、 告示をさせていただいた後にですね、焼却処理等を行っているという ことでございまして、今後とも推進委員さんに除却していただいたも のも含めまして、そういった対応をしていきたいという風に考えてお ります。

小野委員

こういうことを県条例に基づいてね、制度を導入されていくという ことに対しては何ら異存はないしね、やっぱり斑鳩町の景観を保つた めにはせんなんことやとそら思うんですが、今警察へも通報云々の話 もありましたが、私は今安協も辞めておりますのでね、色々あったけ

ど、今の課長の説明を聞いていてね、迷惑駐車で回りながら色々こう 紙貼らしてもうてた時の気持ちとこれ一緒かなと思ったりもするから ね、そのことでそのまぁ言うたら常習の迷惑駐車の方に警察がどのよ うに対応していただいたんか。先輩議員でもある、安協の先輩、吉川 委員が言っておられた。それで同じような動きならへんのかなという ちょっと心配してるから、是非とも効果のある方法を考えてもらいた いし、その最終の処分する時に住民の方には有料でそういうごみ引き 取ってもらうというか、有料でしてる。この人ら無料でこれ処分でき るんですね。これらのね、感覚をどない住民の方に説明していったら いいのかなと。だからこれを出された、原因を作られた方に対するい ろんな負担を、どういう形で出来るのかな、難しいな。それこそ今、 不燃物、広告みたいなんぽーんってほり出しといて勝手に不法投棄や と言われても、所有者集めてきて処分してもらえんねやというような 認識になられるようなことがあってもあかんのでね、確かに違反広告 物、違反であるからにはそれを、原因を作った業者と言うんですか、 個人に対して何らかのペナルティーがあって然るべきではないのか な、その点については、何か考え方があるんですか。

都市整備課長

今ご指摘いただいてますように、この広告物、大量の違反広告物が出ております。この、先程警察の方へ報告をさせていただいているというご報告をさせていただいたんですけれども、度重なって悪質なものにつきましては、警察から、路上駐車と一緒かも分かりませんけれども警察の方から指導があるということになってございます。出来るだけそういう指導を徹底していきたいという風に考えております。なお、この条例につきましても罰則規定ももちろんあるわけですけれども、なかなか実際に、それを実施されているというところではないと思うんですけれども、極力警察と連携しながら対応して参りたいと考えております。

委員長 他にございませんでしょうか。

(なし)

委員長

他に、理事者側から報告しておくことはありませんでしょうか。

(な し)

委員長

以上、各課報告事項については、報告を受け、了承をしたということで終ります。

続いて、その他について各委員より質疑ご意見等があればお受けい たします。 中川委員。

中川委員

前の全員協議会でお話をさせていただきましたが、三木議員の辞職に伴い、厚生常任委員会が3名という定数になっておりますので、5名のところ5名、定数が欠けてない、欠員のない常任委員会がこの建設水道常任委員会ということで、建設水道常任委員会から厚生常任委員会へ一名の異動をしていただきたい。その中でも議長という立場でオブザーバーとして厚生常任委員会にも出席をさせていただいております私が常任委員会所属変更申出書を出して異動させていただきたいと思いますので、委員長並びに委員の皆様方にはご理解を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長

中川委員から言われましたように、そういう形でお願いという事で よろしいでしょうか。

(了 承)

委員長

という事でよろしくお願いいたします。他にございませんでしょう か。 吉川委員。

吉川委員

まず、11月16日のこの委員会で都市建設部長より答弁をいただきました三室交差点から今現在18メーターの計画道路になっておるわけなんですが、その後、都計変更等考えていただいておると。今、県と国で努力していただいているという回答をいただいてるわけなんですが、その後どういう経緯になっておるのか、まずお聞かせ願いたい。

都市整備課長

委員がご質問いただきました件でございます。三室交差点から三室病院の前を通りまして王寺方面へ向かいます現25号の変更に関する計画という事でございます。2月17日に国の業務委託の工期を迎えたという事で確認をいたしております。一定の業務の内容、計画がまとまったという事でございますけれども、今後更にこの内容につきまして、奈良国道、国の方で協議、検討をされてまいりたいという事で確認をいたしておりまして、具体的な今後のスケジュールについてはまだ示されていないというのが現状でございます。以上です。

吉川委員

その事について町としてどういう、県また国に対して要望をされているんか聞かせてください。

都市整備課長

今日までいかるがパークウェイにつきましては、進捗を見せておる ところでございまして、出来るだけ早期にこの当該区間の計画をまと めていただいて、事業を進めていただけるようにという事で重ねてお 願いをいたしているところでございます。

吉川委員

私、この前も申し上げたと思うんですが、先程も陳情書が出ております。これは私個人的な考え方ですけれども、前にも答弁でもいただいてるわけなんですが、18メーターに対しては規制というのかお願いは出来るけども、それ以外は町としては具体的なというか、指導も出来ないというようにとってるわけなんです。その時点でも申し上げておるわけなんですけれども、仮にこれ、法的に違反がなかって許可

が下りてきたらね、今やっていただいている事もですな、みな無駄になってくるんじゃないかと私は思うんです。業者さんにはその事は事前に国からいただいた指導によって、こういう風に進んでますという説明もいたします、という事もこの前に答弁いただいているわけなんです。それはそれで結構なんですけれども、これ実際に町として建設と、この今考えておられる三室交差点から行く先は下田の香芝市まで165号線でいくわけなんですけれども、斑鳩区間の改良ですね、をどういう考えとして町はこれから陳情し、またお願いをしていこうと思っておられるのか、そこらをお聞かせ願いたい。

都市整備課長

今後できるだけ町といたしましても早い段階で計画をまとめていただいて、事業に着手をしていただきたいと。これ、いかるがパークウェイも稲葉車瀬区間もかなり進捗をみせておりまして、近いうちに工事に着手するという風な状況になってございますことから、その進捗も含めて三室交差点から王寺方面に向けましてなるべく早く計画してまとめていただかないと、いかるがパークウェイ事業との整合がとれないという事がございますので、それも含めて今後とも重ねて協議をして参りたいと考えております。

吉川委員

この11月16日もそうなんですけれども、町へ申し上げると努力していきたい、ご理解をしていただきたいという一点張りでね、他の事業についても本当に口悪いか分かりませんけれども進んでないのが現状だと思うんですよ。確かに努力はしていただいてても、私がいつも申し上げる目に見えたあれが出てこない、私は残念でならん。だから言うべきところはやっぱり言いでんな、またその筋というんですか、やっぱり国関係については国会議員にお願いして、やっぱり進めていくように私は努力すべきだと思う。それがどうも斑鳩町は足らないように私は感じます。私はもうその特に地元に住んでいますので、斑鳩町の将来を考えるとあそこをどうしてもやっぱりちゃんとしてもらわんと、特に同じ事を言って、私に言わせますと県の責任なんですけれ

ども、県会議員にもお願いしてますけれども、三室病院出来る時にも 右折車線を作れという事を公安委員会からちゃんとされて、それをや らないわけ。それで出来上がったら知らん顔、知らん顔ではないと思 うんですよ、思うんやけど、斑鳩町がこんだけ努力してても、県の方 は、私は県はそれ以上にもっと努力せんないかんと思う。そら県民皆 さんの命を守る病院ですので、ある程度の辛抱もやむを得ないと思う んやけどね、しかしやっぱり決めた事について、その当時やれなかっ たら、もう後はそのまま出来上がったら知らんねやという事では、私 はそういう事がまた斑鳩町多いからね、それはもう是非とも皆の力で この道をなんとかしてもらわないと、私は斑鳩町の将来に禍根を残す と私は思いますので、私らに出来る事、議員また出来る事はまた一緒 になって運動し、斑鳩町の将来に向かってのやっぱり町づくりを進め てもらいたいと思いますので、是非とも毎回言って申し訳ないんです けど、努力をしていただきたい、これはもうお願いでおいておきます。 それから新御幸橋より西名阪法隆寺インターまでの改良工事なんで すけれども、現在、私の聞いてる範囲では新御幸橋、大和川に架かっ てある橋脚というんですか、あれ二本は郡山土木で今年中、もう今や ってもろてますんでやってもらえる。あと三本は何か拡幅して、今度 は高田土木でやるらしいですね、でやってもらえると。それはもう完 全に進むように聞いてますんでやっていただけると思うんですけど、 その南側に不毛田川という川があるわけなんですけど、皆さん通られ て気付いておられると思うんですが、その不毛田川に架かっている橋 が、橋桁が狭いわけですな、橋が。それも一緒にやってもらわないと、 私は抜本的なあれにならんと。そこらもし、今現在こういう計画をし てもらってるとかいう内容が分かるなら、ちょっと教えていただきた いと思います。

建設課長

今、委員おっしゃられましたように、御幸大橋の大きい橋脚のうち 2基については郡山土木で今現在工事が進められております。おっし ゃってる不毛田川の橋脚の部分も合わせて改良という事で初めて機能 するんじゃないかなという事でございますけれども、その辺の状況についてはまだ確認できておりませんので、後日改めて報告をさせていただきたいと思います。

吉川委員

一つ、やっぱり一ぺんやっていただくとそう簡単にやってくれませ んのでね、あの不毛田川から西名阪の所までの拡幅についても、私は 県会議員も一緒に、現場へ一緒に行ってもらいですな、確認してたん ですけど、ああいう結果に終わった。私はやっぱりあこも三車線にし、 やっぱりある程度地元自治体の意見も聞いてでんな、やってもらうよ うにせんとですね、一番被害被ってるのは斑鳩町であり、また河合町 であると思うんです。だから河合町とも力を合わせて是非とも最善の 改良が出来るように、努力をしていただきたい。私は私なりにお願い はしておるわけなんですけど、やはり町が言うてもらうのと私個人で 言うのとまた違いますので一つよろしくお願いをしておきたいと思い ます。おとつい通ったら高架の所まで車が停滞してました。今度、皆 さんの努力で駅舎もええの出来ました、まだ私ははっきり申し上げて 道出来ないので不満あるわけですけども、追々やってもらえるという 核心は持っておりますし、是非ともやっぱり斑鳩町の顔でありますし、 やっぱり今は道路網が完備してなかったら、やっぱり観光客も来てく れないと思うんですよ。法隆寺下りてからもうここへ来るのにえらい 時間がかかる。ちょっと寄って行こかな思っても、時間勘定したらも う来れないというような状態では困ると思うので、確かに財政難の時 代です。たいがい理事者の皆さんには頭をしぼってもらい、また倹約 するところは倹約してもらってでんな、その上わしらは、あれやれ、 これやれって言うてでんな、お願いをしてるわけですからよく分かっ てるんですけれども、やっぱり将来考えると私はちゃんとした計画に 沿った改良を是非ともやってもらいたい、このように思いますのでよ ろしくお願いをしておきたい。

もう一点、三代川改修についてと五ヶ年計画の、私は今日はもう、 あるのはもう一回しかないと思うんですよ、委員会。仮に五ヶ年計画 の今まで現在の進行状況くらいは私は報告あるんじゃないかという期待でいたんですけど、今全然出ておりませんし、もし文書結構ですんで、口で説明できる範囲で、言葉で説明できる範囲で結構ですんで、 三代川と道路五ヶ年計画の進行状況を聞かせていただければありがたいです。

委員長

そのままで結構ですので。

吉川委員

部長、もしあれやったら課長でも。

都市建設 部長

三代川改修の件、私の方から述べさせていただきます。三代川改修については、今、踏切から南側の部分、用地買収ということで18年度中に建物3軒契約をさせてもらっています。今、底地の関係の整理もさせてもらっています。年度末までにもう少し契約等進めればいいかなと考えているところでございます。そして、踏切から上流部についてどういう計画でしていくか、その辺についても今、調査業務をしていただいております。調整池を設置する等の事も今、議論をしていただいております。調整池を設置する等の事も今、議論をしていただいております。調整池を設置する等の事も今、議論をしていただいております。調整池を設置する等の事も今、議論をしていただいております。

委員長

加藤建設課長。

建設課長

道路五ヶ年計画についてでございますけれども、現在11路線計画 しておったわけなんですけれども、そのうちの4路線については既に 完了しておりますけれども、今おっしゃられておりますように、中間 年の中で見直しという事も含めて検討はしていくという事で思ってお りますけれども、現在も順次進捗をしている道路につきましては、や はり完了まで当然続けていくという事になろうと思います。ただ、用 地が交渉等について非常に難航している、協力を得られない部分につ いては、ある程度凍結という形で入れていくと。それとあと一点は既に一部着手している道路については、やはりまた交渉を引き続き行っていくという事で、整備を完了させていく事に努めなければならないという風な考え方でおりまして、次回そういった所の整理したものを出させていただく事でご理解を願いたいという風に思います。以上です。

吉川委員

18年6月16日の建設委員会で文面で富雄川改修、それから三代川の改修、駅前ですね、駅前周辺の用地買収状況、今3軒言われたんは、名前ここに挙がってるんで、言わせてもらっていいと思うんですけれども、○○さん、○○さん、○○さん、この方が話なったる、理解していいんですかな。

都市建設部長

個人名はあれなんですけど、笠目、新家へ抜ける道路から北側の方、 上流点、順次進めさせていただいておりまして、今現在18年度では 3軒と契約させてもらっていると。あと残り1軒で19年度引き続き やっていく、18年度中にもう少しいければ、このように考えており ます。

吉川委員

今申し上げた3軒については18年度予算で対応してあとの3軒については公社の方で対応できるということなんですけれども、あとの3軒は18年度中では無理だという事で解釈したらいいですか。これ今6軒、名前はここには名前挙がっているので、私名前挙げたんですけれども、それで理解していいわけかな。

都市建設 部長

今年度、県の方で18年度予算確保してもらっているわけですけれども、前年はなかなか執行できなくてこのような状況ですけれども県として出来るだけ当該年度の予算で買収をさせてもらおうという事で苦労をしていただいております。今年度今まで契約させてもらった分については全て前年度予算という事での対応ということでしてもらっ

ています。あともう少し何とか余裕をつけていきたいという事も聞いておりますので、その辺で整理が出来れば年度末までにもう少しまだ契約に努力をしていきたいと聞いております。そして建物のない部分については公社対応も考えながらやっていくと、なかなか時期的に建物が存在すると、少し公社対応やっていますと、長期になってまいりますと、今度買い戻しに建物がなくなります、少し公社としてつらい時期もあるというようなことも聞いておりまして、出来るだけ現年度予算を確保していくという事でも聞いておりますので、県と十分調整を図りながら用地買収していきたいと考えております。

吉川委員

ありがたい事に3軒が補償、ある程度進んでるという事でありがた い事だと思うんです。去年の二の舞踏まんようにでんな、去年も1億円 ついてあったっというたやつを、私の聞いた話では生駒市へ流れた、 流れたというのか、わしに言わすと向こうに持っていかれた。そうい う事のないようにですね、これが1億流れたよって、今年1億1千万 ついたるから2億1千万になんねん、という事にはなっていかないと 思うんで、是非とも相手がある事で難しいと思うんですけれども、特 に今斑鳩町はパークウェイ、こっちもや、あっちもや、という事で大 変職員の方にも皆さんも大変だと思うんやけど、一つそれはみんなの 力で乗り切ってもらってですね、出来るだけ早い機会に三代川改修が 進むようにですね、私はお願いしたいと思う。この前に浅井議員が質 問されて、東側に住宅建つのか、わし分からないんですけど、橋見た らでんな、この橋で持つんかなという、わしもそれは浅井議員の一般 質問で聞いてましたけども、ある違う方から、吉川さん三代川あんな ちっこなってよろしはんのかいな、水えろ来たら橋が弊害なんの違い まんのか、と言われて初めてわしもはっきり言うて見に行きましてん けどね。せやからやっぱりそういう事のないように、今のところ有難 い事にそういう事がないんでいいですけれども、57年みたいなああ いうえらい水害くるとですね、私はやっぱり本当に取り返しのつかな い事になるんじゃないかと思うんですよ。斑鳩町見てもらったら分か りますように大和川と竜田川の堤防でみな水流れるとこないわけです。私は特にあこの樋門の操作をやってますんで、大和川から水が逆流してきたったら閉めんないかんわけですわ。一回閉める心境、経験してもらったら分かると思うんですよ、みな水溜まっていきますねん、斑鳩町へ。まだ今のところは、あまりこれ以上は、私個人的にはあまり農地は家建たん方がいいなと思ってるんですけど、しかしこれは皆個人の持ち物ですんで、それを止めるわけにはいきませんし、やっぱりそういう事のないように、私は改修する所はやっぱりちゃんと改修してですね、将来斑鳩町に災害のない、皆さんがいつも、町長も皆さんもおっしゃっていただいてます安心と安全の町づくりにですね、私は是非とも邁進していただきたいという事をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

委員長

他にございませんでしょうか。 小野委員。

小野委員

今の吉川委員がおっしゃった事に関連してなんですが、私もここに 資料として綴じてるので、確か理事者側で出されたんじゃない資料かなと思うんですけど、今のその3軒の方については公社が用地の先行取得で対応しようという予定だった、ちょっと郡山土木の計画調整課長がまとめられたというように私は認識しとるんですが、理事者側にもこの委員会で吉川委員が色々質問する中で提供されたのかどうか、それはちょっと分からない。その一番下に先程不毛田川の事に関してもちゃんと書いてあるんです。先程、課長はまた協議しますとかいう話で、一回聞いてみます、という事言うておられるんですが、この時にははっきりと河合町の土地利用計画との調整が必要であって、不毛田川に架かる大和川河川事務所との協議は7月末までに、6月でなく、実施予定と書いてあった。その後、向こうからは何も言うてきてないから、という事でまた今、委員会でそういう事があるから聞いてみますという答弁はちょっと私は対応に対してあまり好ましくない。と言いますのは先程から吉川委員がおっしゃってる中で、昭和橋の改良に

ついて、これは何回もこの委員会でも話があったし、告川委員もおっ しゃってた。私もあの時に確か王寺の町長にも、当時の王寺の西本議 長、王寺の町長、植田町長がおられる時に私に話された事が、遅なっ て悪かったなという話から、何でですの、という話から当時委員会で も斑鳩町内での改良についてあまり、国道のことですからという事で あまりご存知なかったように記憶あるんです。だからえっ、と思って 王寺町の方から本町あたりが混雑するから私どもが建設省、今の参議 院の議長である扇千景さんが建設大臣の時から交渉してた、近隣の自 治体の長がそうして町民のためにやっておられたという事に対して協 力するだけしか出来なかった。同じ事で郡山土木、河合町、そういう 私は遠慮はする必要は一切ない。その誠意がやはり県なり国土交通省 に伝わるんだと。実践して見せていただいたんが、昭和橋の右岸側の 改良だと、そういうように私は認識してますし、色々な場所で告川委 員もおっしゃってたと思います。だから、やはり今からどうのこうの じゃないんですが、そういう姿勢を県にしてもらって一日も早い法隆 寺インターの改良が実現するように、これを言い出してだいぶになり ますし、是非とも頑張ってもらいたい、そのように思います。それと、 今の道路改良について、今新設するとか拡幅されている道路について は、電柱もすぐ改良工事が終わると同時に道路脇へ移設をしていただ いてると思うんですが、何箇所か広がってるのにまだ前の型にそのま ま放置されている、放置と言ったら失礼なんかな。それらについて、 やはり道路を広げた時点でしか出来ないのか、いや色々道路管理者と してやっぱり先程の違反広告物じゃないけどね、交通の邪魔になる、 全然広げた意味がなくなってくる、そういう事で電柱の持ち主に、持 ち主というか占用許可をおろしてる相手にね、一刻も早く道路脇へ移 設してと、そのようにされているのか、ちょっと疑問があるんです、 それらについてどのように対応されているのか考え方をお示しいただ きたいなと思います。

建設課長 道路上、道路域内におけます電柱等の占用物件の関係なんですけれ

ども、委員おっしゃっていただいております場所を確認させていただきました中で他にもございました。そういったものについては、当然工事等でまたそれ以外の理由で道路敷に入り込んでる電柱、一般交通により支障を来たすような位置にある分については、当然支障移転という形で事業主の方に移転していただくようにお願いしているところでございます。ただ、工事の場合における支障物件におきましても、支障移転の申請をしてから1ヶ月半から2ヶ月近くもかかってしまうという実態でございまして、私どもも非常に時間がかかりすぎという事も思っております。それと今おっしゃっていただいてる位置の電柱につきましても、昨年12月11日ですけども、支障移転依頼を行いまして、やっと現地の立会いをさせていただいたんが、先月、1月15日という時間がかかっておるところでございます。そういった中で出来るだけ早く占用者に対しまして、移転するように町の方からも申し出して参りたいという風に考えております。

小野委員

支障で移転するように、というように協議されていく。道路自体が 広がっていく中では当然それはもう分かりきった事やし、道路広げる 意味はやはり交通をスムーズに図るという目的がありますからね、占 用されている方は占用料も払ってるんだからどこでもいいだろうとい うような考え方やったら、これはまずいと思いますし、こちらからこ の場所は都合悪いです、即刻、行政としても道路を広げたから支障に なってる、だから同時にね、移転するように、やはりもっと強力にし ていいもんだと、私は思ってます。だから、それは他の場所でも、他 の自治体の中でもそういうものがあるのかどうか知らないけどね、あ まりにもこちらが弱い、弱いと言ったら失礼やけど必要に迫られてな いような言い方で先方へ伝わるのか、私どもはここへ占用出してるね んからどこへ置こと勝手やろというような事で相手方がそういう風な 態度とるのだったら、それは問題やと思うし、実際これがね、民有地 の中でね、今度その家を建て替えるにつけてどうしても邪魔になる、 道路にあるだけで、ちょっとですよ、動かしてきてるの、それも配線

を反対側へもっていくような、そういう事でもやれるんですよ、占用 してる人がね。私はそういう事から見て町がやっぱりなまぬるいんち ゃうかな、相手方に申入れするのが、申入れと言うのか、道路広げて いっているのは住民のためにやってるんですよ、税金を使ってね。だ から、それを一日も早く通行できるように、支障のないようにするん だから、一番先にしないといけない事ではないかなと思いますので、 何でもそうして放置されてる状態というのは、色々な理由はあったん やろと思いますけど、すぐ洗いなおして、やはりもっと強力に、そう いう時にこそ議会でもそういう具合に言われているという事をはっき りとされる方がいいと思います。いろんな相手方との今までの信頼関 係があったりいろんな協力をしてもらってるという事もあるのか分か りませんけどね、それはもう、もしそういう事で遠慮されてるんでし たら、議会がうるさいんです、と言うてすぐやってください。それで 何でやと言われたら私はちゃんと話します。住民のために広げた道で 支障になってます、どけなさい、当たり前ですよと言いに行きますか ら、それは当然行って然るべき。そういう助役さん、どのように思わ れますか。

助役

現場が私はっきり分かりませんが、当然やっぱり道路等、住民の生活に大きな支障を来たすというようなことになればですね、町としてはそれについての適切な対応をしていかなければならない。どういう事情があれ、相手方とよく話をする中で法に基づいた形の対応をするという事が当然だと、私は思います。

小野委員

それも今までにも色々、町道の中に垣根が出てきたりとかね、という事でも色々な対応の事も、今までに何回か議論させてもらってるし、また町としても自治会へお願いしてるとか、そういう返事もいただいておった。やはり町道を、それでなくても割とあんまり広くないんですよ、それをそうしてはみ出して来てる状態とかね、電柱もそういう事でまだ出てる、電柱も出てるんやから、うちら出しててもえろ変わ

らんやろというような、そういうもし誤った認識でおられたらね、こちらから何も言い出すことも出来ないし、自治会の役員さんらも何も言う事出来ないと思いますので、是非とももう少し毅然とした態度でまず公共施設にある電柱、きちっとした整然と対応を出来るような体制に整えてもらい、そのように思います。

委員長

他にございませんでしょうか。

(なし)

委員長

他にないようでありますので、私のほうから確認を一点させていただきます。3月定例会では、予算審査特別委員会が設置される予定ですので、例によりまして当委員会から2名の委員をあらかじめ選出させていただいておきたいと思いますが、委員を希望される方はおられますか。希望される委員は挙手をお願いいたします。

(挙手する者あり)

委員長

それでは今、小野委員また私がお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。異議なしと認めます。

(「委員長、ちょっと」との声)

委員長

小野委員。

小野委員 今の扱いについて、他の委員さん手を挙げてもらってないから挙げ

させてもらったんやけど、そういう諮り方してもらったらね、私はこれからもあるんかなと思うし、希望されると言うんじゃなくて、委員会からという事になってきますので、私は誰も手を挙げられないので2名いかなければいけないという事で手を挙げさせてもらってますので、やはり色々その予算に対しての要望もあったら言うてもらえたら私は行きますし、ただ、希望したから行くというのでは、私はちょっと、手を挙げさせてもらったけど、あの時もし手を挙げてなかったら委員長どうされるわけですか。

委員長

また暫時休憩してちょっと皆さんとお話をして、その中で。

小野委員

だから、手を挙げてそうして決めていただいたんやけど、それやったら暫時休憩してもらって話してもらった方がいいと思います。委員会で決めてもらうもんでもないと思います。

私は希望しません。

委員長 暫時休憩します。

(午後12時01分 休憩)

(午後12時01分 再開)

委員長 | 再開いたします。

それでは、町長が他の公務のため退席されていますので、閉会にあ たり助役の挨拶をお受けします。

(助役挨拶)

委員長

これをもって、建設水道常任委員会を閉会いたします。大変ご苦労 様でございました。

(午後12時02分 閉会)